

# 議論のポイント

## I. B製品について

B製品について、食品衛生法第7条第2項の適用に係る食品健康影響評価のため、食品安全委員会より指摘した試験を実施すべきか、実施する場合には具体的にどのように行うのか

### 1. 再追加試験を実施すべきと判断する場合

- 試験実施主体は誰か。公費によって試験を実施する必要があるのか。また、販売者に実施主体を求めた場合、検査を強要することができるのか。その際の根拠は何か。
- 食品安全委員会からはアガリチンの安定性について留意することが求められているが、B製品については既に販売流通が自粛されており、検体は賞味期限の切れたものしか入手できないが試験の実施に問題はないか。
- 食品安全委員会 WG の中では単一臓器(腎臓)を標的として二段階発がん試験を実施することとされていたが、今回の指摘事項においては乳腺以外明確にされていない。標的臓器は乳腺、腎臓でよいか。

### 2. 再追加試験を実施すべきと判断できない場合

- 試験を実施しないこととする理由は何か。
- 食品衛生法第7条第2項の適用に係る食品健康影響評価であれば、限られた知見であっても速やかに評価結果が取りまとめられることが重要ではないか。

## II. A, C製品について

A, C製品については、B製品の評価結果に応じて食品健康影響評価が取りまとめられる見込み